

## 令和7年第5回武蔵村山市教育委員会定例会議事日程

令和7年5月23日（金）

午前9時30分開議

- 1 会期の決定
- 2 前回会議録の承認
- 3 教育長報告
- 4 議案第30号 令和7年度教育予算の補正（第2号）の申出に係る臨時代理の承認について
- 5 議案第31号 武蔵村山市教育委員会事務局職員の任命に係る臨時代理の承認について
- 6 議案第32号 武蔵村山市立学校学校運営協議会委員の任免等に係る臨時代理の承認について
- 7 議案第33号 令和7年度教育予算の補正（第3号）の申出について
- 8 議案第34号 武蔵村山市外国語指導助手の任用に関する規則の一部を改正する規則について
- 9 議案第35号 武蔵村山市立学校職員出勤記録整理規程の一部を改正する規程について
- 10 その他

## 議案第30号

令和7年度教育予算の補正（第2号）の申出に係る臨時代理の承認について

令和7年度教育予算の補正について、別紙のとおり臨時に代理したので、教育委員会の承認を求めます。

令和7年5月23日

武蔵村山市教育委員会

教育長 池谷光二

（提案理由）

令和7年度教育予算について、歳入で雑入、歳出で教育総務費に補正の申出をする必要があり、武蔵村山市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により臨時に代理したので、本案を提出します。

## 1 歳 入

(単位:千円)

款	項	目	補正前の 予 算 額	補 正 予 算 額	補正後の 予 算 額
21	諸収入		49,157	2	49,159
	5	雑入	49,157	2	49,159
		3 雑入	48,185	2	48,187
	歳 入 合 計		373,752	2	373,754

## 2 歳 出

(単位:千円)

款	項	目	補正前の 予 算 額	補 正 予 算 額	補正後の 予 算 額
9	教育費		3,583,800	2,203	3,586,003
	1	教育総務費	764,348	2,203	766,551
		3 教育指導費	290,220	2,203	292,423
	歳 出 合 計		3,644,608	2,203	3,646,811

令和7年度 教育予算 第2号補正参考資料

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	目	節	項 目	理 由	補正前	補正額	補正後	所管課
21	諸収入					49,157	2	49,159	
	5	雑入				49,157	2	49,159	
		3	雑入		合計(21・5・3)	48,185	2	48,187	
			1	雑入		48,185	2	48,187	
				会計年度任用職員雇用保険料負担金	令和7年度JETプログラム参加者の報酬額の改定に伴う雇用保険料負担金を計上するものである。	601	2	603	教育指導課 指導係

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	目	項 目	理 由	補正前	補正額	補正後	所管課	
9	教育費					3,583,800	2,203	3,586,003	
	1	教育総務費				764,348	2,203	766,551	
		3	教育指導費		合計(9・1・3)	290,220	2,203	292,423	
			外国青年英語教育推進事業経費		令和7年度JETプログラム参加者の報酬額の改定により、会計年度任用職員の報酬額等を増額するものである。	36,116	2,203	38,319	教育指導課 指導係

議案第31号

武蔵村山市教育委員会事務局職員の任命に係る臨時代理の承認に  
ついて

教育委員会事務局職員の任命について、別紙のとおり臨時に代理したので、  
教育委員会の承認を求めます。

令和7年5月23日

武蔵村山市教育委員会

教育長 池谷光二

(提案理由)

教育委員会事務局職員を任命する必要があるため、武蔵村山市教育委員会教育長  
に対する事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により臨時に代理したの  
で、本案を提出します。

議案第32号

武蔵村山市立学校学校運営協議会委員の任免等に係る臨時代理の  
承認について

武蔵村山市立学校学校運営協議会委員の任免等について、別紙のとおり臨時に代理したので、教育委員会の承認を求めます。

令和7年5月23日

武蔵村山市教育委員会

教育長 池谷光二

(提案理由)

人事異動に伴い、委員の任免等をする必要があり、武蔵村山市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により臨時に代理したので、本案を提出します。

(任命の取りやめ)

- 1 武蔵村山市立第一小学校学校運営協議会委員
- 2 氏名・住所・選出区分

氏 名	住 所	選 出 区 分
比留間 久美子	武蔵村山市本町	教育に関し識見を有する者 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第5号該当)

※敬称略

(任命)

- 1 武蔵村山市立第一小学校学校運営協議会委員
- 2 任 命 年 月 日 令和7年4月1日
- 3 任 期 令和7年4月1日から令和9年3月31日まで
- 4 氏名・住所・選出区分

氏 名	住 所	選 出 区 分
蓮見 葉月	武蔵村山市本町	教育に関し識見を有する者 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第5号該当)

※敬称略

(解任)

1 武蔵村山市立第九小学校学校運営協議会委員

2 氏名・住所・選出区分

氏名	住所	選出区分
渡邊 珠代	武蔵村山市学園	委員会が適当と認める者 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第6号該当)

※敬称略

(任命)

1 武蔵村山市立第九小学校学校運営協議会委員

2 任命年月日 令和7年4月1日

3 任期 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

4 氏名・住所・選出区分

氏名	住所	選出区分
橋本 永吾	武蔵村山市学園	委員会が適当と認める者 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第6号該当)

※敬称略

## 議案第33号

### 令和7年度教育予算の補正（第3号）の申出について

令和7年度教育予算の補正の申出について、別紙のとおり申出をするため、教育委員会の議決を求めます。

令和7年5月23日

武蔵村山市教育委員会

教育長 池谷 光 二

（提案理由）

令和7年度教育予算について、歳入で都補助金及び委託金、歳出で教育総務費、小学校費、中学校費及び保健体育費に補正の申出をする必要があるため、本案を提出します。

## 1 歳 入

(単位:千円)

款	項	目	補正前の 予 算 額	補 正 予 算 額	補正後の 予 算 額
16	都	支出金	301,942	4,628	306,570
	2	都補助金	297,719	4,328	302,047
		8 教育費都補助金	293,334	4,328	297,662
	3	委託金	4,223	300	4,523
		5 教育費委託金	4,223	300	4,523
		歳 入 合 計	373,754	4,628	378,382

## 2 歳 出

(単位:千円)

款	項	目	補正前の 予 算 額	補 正 予 算 額	補正後の 予 算 額
9	教育費		3,586,003	6,709	3,592,712
	1	教育総務費	766,551	1,430	767,981
		3 教育指導費	292,423	1,430	293,853
	2	小学校費	655,433	2,871	658,304
		1 学校管理費	644,395	2,871	647,266
	3	中学校費	709,939	1,914	711,853
		1 学校管理費	705,400	1,914	707,314
	6	保健体育費	958,924	494	959,418
		1 保健体育総務費	38,317	494	38,811
		歳 出 合 計	3,646,811	6,709	3,653,520

令和7年度 教育予算 第3号補正参考資料

1 歳入

(単位：千円)

款	項	目	節	項	目	理	由	補正前	補正額	補正後	所管課																																																				
16	都	支	出	金				301,942	4,628	306,570																																																					
	2	都	補	助	金			297,719	4,328	302,047																																																					
		8	教	育	費	都	補	助	金	合計(16・2・8)	293,334	4,328	297,662																																																		
			1	教	育	総	務	費	補	助	金	110,682	1,100	111,782																																																	
				笑	顔	と	学	び	の	体	験	活	動	プ	ロ	ジ	ェ	ク	ト	子	供	企	画	型	補	助	金	村山学園小学部で実施する笑顔と学びの体験活動プロジェクト子供企画型に係る経費に対して補助されるものである。	0	1,100	1,100	教育指導課 指導係																															
			4	保	健	体	育	費	補	助	金	151,473	3,228	154,701																																																	
				区	市	町	村	ス	ポ	ー	ツ	推	進	事	業	費	補	助	金	新	た	に	制	定	さ	れ	た	区	市	町	村	ス	ポ	ー	ツ	推	進	事	業	費	補	助	金	の	活	用	に	伴	い	補	正	す	る	も	の	で	あ	る	。	0	3,228	3,228	スポーツ振興課 スポーツ振興係
	3	委	託	金				4,223	300	4,523																																																					
		5	教	育	費	委	託	金	合計(16・3・5)	4,223	300	4,523																																																			
			1	教	育	総	務	費	委	託	金	4,223	300	4,523																																																	
				デ	ジ	タ	ル	を	活	用	し	た	こ	れ	か	ら	の	学	び	推	進	地	区	事	業	委	託	金	第三小学校が実践するデジタルを活用したこれからの学び推進地区事業に係る経費に対して補助されるものである。	0	300	300	教育指導課 指導係																														

## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	目	項	目	理	由	補正前	補正額	補正後	所管課
9	教育費						3,586,003	6,709	3,592,712	
	1	教育総務費					766,551	1,430	767,981	
		3	教育指導費			合計(9・1・3)	292,423	1,430	293,853	
			教育指導管理経費			第三中学校で実施する日本財団パラスポーツサポートセンター「あすチャレ!ジュニアアカデミー(対面版)」に係る経費を補正するものである。	134,879	30	134,909	教育指導課 指導係
			笑顔と学びの体験活動プロジェクト 子供企画型事業経費			村山学園小学部で実施する笑顔と学びの体験活動プロジェクト子供企画型に係る経費を補正するものである。	0	1,100	1,100	教育指導課 指導係
			デジタルを活用したこれからの学び 推進地区事業経費			第三小学校が実践するデジタルを活用したこれからの学び推進地区事業に係る経費を補正するものである。	0	300	300	教育指導課 指導係
	2	小学校費					655,433	2,871	658,304	
		1	学校管理費			合計(9・2・1)	644,395	2,871	647,266	
			第一小学校維持管理経費			令和6年度に実施した樹木健全度調査委託の結果、腐朽空洞率71.4%で倒木や幹折れの危険があると判定されたサクラ1本の伐採に係る経費を補正するものである。	28,984	539	29,523	教育総務課 教育施設維持係
			第二小学校維持管理経費			令和6年度に実施した樹木健全度調査委託の結果、腐朽空洞率50%以上で倒木や幹折れの危険があると判定されたサクラ2本の伐採に係る経費を補正するものである。	21,425	902	22,327	教育総務課 教育施設維持係
			第三小学校維持管理経費			令和6年度に実施した樹木健全度調査委託の結果、腐朽空洞率60.5%以上で倒木や幹折れの危険があると判定されたサクラ1本の伐採に係る経費を補正するものである。	20,507	374	20,881	教育総務課 教育施設維持係
			村山学園第四小学校維持管理経費			令和6年度に実施した樹木健全度調査委託の結果、腐朽空洞率53.1%以上で倒木や幹折れの危険があると判定されたサクラ2本の伐採に係る経費を補正するものである。	20,549	682	21,231	教育総務課 教育施設維持係
			雷塚小学校維持管理経費			令和6年度に実施した樹木健全度調査委託の結果、腐朽空洞率60.7%で倒木や幹折れの危険があると判定されたサクラ1本の伐採に係る経費を補正するものである。	24,038	374	24,412	教育総務課 教育施設維持係
	3	中学校費					709,939	1,914	711,853	

(単位：千円)

款	項	目	項	目	理	由	補正前	補正額	補正後	所管課	
9	3	1	学校管理費			合計（9・3・1）		705,400	1,914	707,314	
			第一中学校維持管理経費	令和6年度に実施した樹木健全度調査委託の結果、腐朽空洞率54.2%で倒木や幹折れの危険があると判定されたサクラ1本の伐採に係る経費を補正するものである。			28,029	374	28,403	教育総務課 教育施設維持係	
			村山学園第二中学校維持管理経費	令和6年度に実施した樹木健全度調査委託の結果、腐朽空洞率68.6%で倒木や幹折れの危険があると判定されたサクラ1本の伐採に係る経費を補正するものである。			22,912	374	23,286	教育総務課 教育施設維持係	
			第三中学校維持管理経費	令和6年度に実施した樹木健全度調査委託の結果、腐朽空洞率62.4%で倒木や幹折れの危険があると判定されたサクラ1本の伐採に係る経費を補正するものである。			24,509	374	24,883	教育総務課 教育施設維持係	
			大南学園第四中学校維持管理経費	令和6年度に実施した樹木健全度調査委託の結果、腐朽空洞率71.5%で倒木や幹折れの危険があると判定されたサクラ1本の伐採に係る経費を補正するものである。			22,777	308	23,085	教育総務課 教育施設維持係	
			第五中学校維持管理経費	令和6年度に実施した樹木健全度調査委託の結果、腐朽空洞率66.2%で倒木や幹折れの危険があると判定されたサクラ1本の伐採に係る経費を補正するものである。			31,776	484	32,260	教育総務課 教育施設維持係	
		6	保健体育費					958,924	494	959,418	
	1	保健体育総務費			合計（9・6・1）		38,317	494	38,811		
		車両管理経費	老朽化に伴い使用に支障が出ている庁用自動車（小型四輪貨物自動車）を廃車し、新たに借上げに係る経費を補正するものである。			504	494	998	スポーツ振興課 スポーツ振興係		

議案第34号

武蔵村山市外国語指導助手の任用に関する規則の一部を改正する  
規則について

武蔵村山市外国語指導助手の任用に関する規則の一部を改正する規則について、別紙のとおり教育委員会の議決を求めます。

令和7年5月23日

武蔵村山市教育委員会

教育長 池谷光二

(提案理由)

刑法等の一部を改正する法律の施行等に伴い、規定を整備する必要がある  
ので、本案を提出します。

武蔵村山市外国語指導助手の任用に関する規則の一部を改正する  
規則

武蔵村山市外国語指導助手の任用に関する規則（令和2年武蔵村山市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第6条第1項第1号中「28万円」を「33万5千円」に改め、同項第2号中「30万円」を「34万5千円」に改め、同項第3号中「32万5千円」を「35万5千円」に改め、同項第4号中「33万円」を「36万円」に改める。

別表2キロメートル以上5キロメートル未満の項中「190円」を「130円」に、「3,800円」を「2,600円」に改め、同表5キロメートル以上10キロメートル未満の項中「210円」を「150円」に、「4,200円」を「3,000円」に改め、同表10キロメートル以上15キロメートル未満の項中「345円」を「250円」に、「6,900円」を「5,000円」に改め、同表15キロメートル以上20キロメートル未満の項中「450円」を「350円」に、「9,000円」を「7,000円」に改め、同表20キロメートル以上25キロメートル未満の項中「555円」を「450円」に、「11,100円」を「9,000円」に改め、同表25キロメートル以上30キロメートル未満の項中「30キロメートル」を「35キロメートル」に、「660円」を「550円」に、「13,200円」を「11,000円」に改め、同表30キロメートル以上35キロメートル未満の項を削り、同表35キロメートル以上の項中「870円」を「650円」に、「17,400円」を「13,000円」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の武蔵村山市外国語指導助手の任用に関する規則（以下「新規則」という。）第6条の規定は、令

和7年4月1日から適用する。ただし、第4条第3項の改正規定は、同年6月1日から施行する。

(報酬の内払)

- 2 この規則による改正前の武蔵村山市外国語指導助手の任用に関する規則第6条の規定により支払われた報酬は、新規則第6条の規定による報酬の内払とみなす。

## 武蔵村山市外国語指導助手の任用に関する規則新旧対照表

改正案（新）	現行（旧）
<p>武蔵村山市外国語指導助手の任用に関する規則</p> <p style="text-align: right;">令和2年3月31日教委規則第9号</p> <p>第1条から第3条まで 略</p> <p>（免職）</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 外国語指導助手が<b>拘禁刑</b>以上の刑に処せられたときは、当該外国語指導助手は、当然に免職されるものとし、教育委員会は、何らの給付を行わない。</p> <p>第5条 略</p> <p>（報酬等）</p> <p>第6条 略</p> <p>(1) 1年目の任用期間 <u>月額33万5千円</u></p> <p>(2) 2年目の任用期間 <u>月額34万5千円</u></p> <p>(3) 3年目の任用期間 <u>月額35万5千円</u></p> <p>(4) 4年目及び5年目の任用期間 <u>月額36万円</u></p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>4 略</p> <p>第7条から第33条まで 略</p>	<p>武蔵村山市外国語指導助手の任用に関する規則</p> <p style="text-align: right;">令和2年3月31日教委規則第9号</p> <p>第1条から第3条まで 略</p> <p>（免職）</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 外国語指導助手が<b>禁錮</b>以上の刑に処せられたときは、当該外国語指導助手は、当然に免職されるものとし、教育委員会は、何らの給付を行わない。</p> <p>第5条 略</p> <p>（報酬等）</p> <p>第6条 略</p> <p>(1) 1年目の任用期間 <u>月額28万円</u></p> <p>(2) 2年目の任用期間 <u>月額30万円</u></p> <p>(3) 3年目の任用期間 <u>月額32万5千円</u></p> <p>(4) 4年目及び5年目の任用期間 <u>月額33万円</u></p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>4 略</p> <p>第7条から第33条まで 略</p>

改正案（新）			現行（旧）		
別表（第8条関係）			別表（第8条関係）		
通勤距離区分	通勤に係る費用弁償の額	1か月の通勤手当	通勤距離区分	通勤に係る費用弁償の額	1か月の通勤手当
2キロメートル以上 5キロメートル未満	日額 <u>130円</u>	<u>2,600円</u>	2キロメートル以上 5キロメートル未満	日額 <u>190円</u>	<u>3,800円</u>
5キロメートル以上 10キロメートル未満	日額 <u>150円</u>	<u>3,000円</u>	5キロメートル以上 10キロメートル未満	日額 <u>210円</u>	<u>4,200円</u>
10キロメートル以上 15キロメートル未満	日額 <u>250円</u>	<u>5,000円</u>	10キロメートル以上 15キロメートル未満	日額 <u>345円</u>	<u>6,900円</u>
15キロメートル以上 20キロメートル未満	日額 <u>350円</u>	<u>7,000円</u>	15キロメートル以上 20キロメートル未満	日額 <u>450円</u>	<u>9,000円</u>
20キロメートル以上 25キロメートル未満	日額 <u>450円</u>	<u>9,000円</u>	20キロメートル以上 25キロメートル未満	日額 <u>555円</u>	<u>11,100円</u>
25キロメートル以上 35キロメートル未満	日額 <u>550円</u>	<u>11,000円</u>	25キロメートル以上 30キロメートル未満	日額 <u>660円</u>	<u>13,200円</u>
35キロメートル以上	日額 <u>650円</u>	<u>13,000円</u>	30キロメートル以上 35キロメートル未満	日額 <u>765円</u>	<u>15,300円</u>
			35キロメートル以上	日額 <u>870円</u>	<u>17,400円</u>
<p><b>附 則</b>  <u>（施行期日等）</u>            1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の武蔵村山市外国語指導助手の任用に関する規則（以下「新規則」という。）第6条の規定は、令和7年4月1日から適用する。ただし、第4条第3項の改正規定は、同年6月1日から施行する。  <u>（報酬の内払）</u>            2 この規則による改正前の武蔵村山市外国語指導助手の任用に関する規則第6条の規定により支払われた報酬は、新規則第6条の規定による報酬の内払とみなす。</p>					

議案第35号

武蔵村山市立学校職員出勤記録整理規程の一部を改正する規程に  
ついて

武蔵村山市立学校職員出勤記録整理規程の一部を改正する規程について、別紙のとおり教育委員会の議決を求めます。

令和7年5月23日

武蔵村山市教育委員会

教育長 池谷光二

(提案理由)

子育て部分休暇の新設等に伴い、規定を整備する必要があるため、本案を提出します。

## 武蔵村山市立学校職員出勤記録整理規程の一部を改正する規程

武蔵村山市立学校職員出勤記録整理規程（昭和50年武蔵村山市教育委員会規程第4号）の一部を次のように改正する。

別表事由の欄中「子どもの看護休暇」を「子どもの看護等休暇」に改め、介護時間の項の次に次のように加える。

子育て部分休暇	子部
---------	----

## 附 則

この規程は、公布の日から施行し、この規程による改正後の武蔵村山市立学校職員出勤簿整理規程の規定は、令和7年4月1日から適用する。

## 武蔵村山市立学校職員出勤記録整理規程新旧対照表

改正案（新）	現行（旧）																										
武蔵村山市立学校職員出勤記録整理規程  昭和50年 5 月 24日 教委規程第 4 号  第 1 条から第 7 条まで 略  別表（第 4 条関係）	武蔵村山市立学校職員出勤記録整理規程  昭和50年 5 月 24日 教委規程第 4 号  第 1 条から第 7 条まで 略  別表（第 4 条関係）																										
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">事由</th> <th style="width: 30%;">表示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td><u>子どもの看護等休暇</u></td> <td style="text-align: center;">看休</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>介護時間</td> <td style="text-align: center;">介時</td> </tr> <tr> <td><u>子育て部分休暇</u></td> <td style="text-align: center;"><u>子部</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	事由	表示	略	略	<u>子どもの看護等休暇</u>	看休	略	略	介護時間	介時	<u>子育て部分休暇</u>	<u>子部</u>	略	略	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">事由</th> <th style="width: 30%;">表示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td><u>子どもの看護休暇</u></td> <td style="text-align: center;">看休</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>介護時間</td> <td style="text-align: center;">介時</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	事由	表示	略	略	<u>子どもの看護休暇</u>	看休	略	略	介護時間	介時	略	略
事由	表示																										
略	略																										
<u>子どもの看護等休暇</u>	看休																										
略	略																										
介護時間	介時																										
<u>子育て部分休暇</u>	<u>子部</u>																										
略	略																										
事由	表示																										
略	略																										
<u>子どもの看護休暇</u>	看休																										
略	略																										
介護時間	介時																										
略	略																										
<p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、公布の日から施行し、この規程による改正後の武蔵村山市立学校職員出勤簿整理規程の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。</u></p>																											